「きりしまストリートテラス」実施要領

1 趣旨

この要領は、霧島リノベーションまちづくり実行協議会(以下「協議会」という。)が店舗を運営する事業者に対して、道路空間の一部を店舗事業のために利用(以下「利活用」という)させることによって、店舗内に人が密集する状態を緩和し、以て新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資することを目的として、実験的に行う「きりしまストリートテラス」(以下「ストリートテラス」という)の実施に関して必要な事項を定める。

2 定義

- (1) この要領において、道路とは道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に 規定する道路で市又は県が管理するものをいう。
- (2) 歩道とは道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第1号に規定するものをいう。

3 対象区域

対象となる道路は別表1に定められた道路とする。

4 ストリートテラスの参加対象者

本事業に参加することができる者(以下「参加事業者」という。)は、道路に面する店舗を運営する者及び市内に事業所があり、かつ物販(雑貨、飲食物等)を行う者並びにイベント等を主催する市内通り会等。

ただし、特定の宗教活動又は政治活動を目的としている者や暴力団関係法人等である者、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する業種並びにそれらに類似する業種を営む者は除く。

5 参加の申込及び承認

- (1) 参加事業者は、ストリートテラスに参加しようとするときは、協議会会長(以下「会長」という。) に申込をし、会長の承認を得なければならない。
- (2) 申込書(様式1号)に誓約書(様式2号)を添えて行わなければならない。
- (3)会長は、第1項の規定による申込について承認する場合は、申込者に対して遅滞な く承認書(様式3号)を送付するものとする。
- (4) 会長は、承認をするに当たっては、申込者が利活用できる歩道の範囲を指定し、条件を付して行うものとする。
- (5) 申込者が利活用できる歩道の範囲は、申込者の店舗と接する歩道の範囲、又は協議

会が指定する範囲とする。

6 ストリートテラスの期間及び時間

- (1) 利活用期間は令和3年3月1日(月)から3月31日(水)とする。ただし、ストリートテラスに係る道路法第32条第1項の規定による道路の占用許可及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項の規定による道路の使用の許可が取り消された場合は、当該許可が取り消された日を以て承認の期間を終了するものとする。
- (2) 承認を受けた参加事業者が、道路空間を利活用できる時間(準備に要する時間を含む。以下「利活用時間」という。)は、午前9時から午後9時までとし、午後10時までに原状回復させることとする。

7 利活用の条件

会長は承認に当たって、承認を受けた参加事業者に次に掲げる条件を遵守させるもの とする。

- (1) 利活用期間及び利活用時間の終了後は、速やかに利活用した場所を原状回復すること。
- (2) 利活用する場所及びその周辺の美化に努め、道路や樹木等を損傷しないこと。
- (3) 道路法(昭和27年法律第180号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)、鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号)及びその他法令に抵触しないこと。
- (4) 利活用は会長が指定する範囲において実施し、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮すること。
- (5) 利活用に当たり、視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないこと。
- (6) 利活用する場所に設置する物は、容易に移動可能なものとすること。
- (7) 利活用する場所に車両を駐車しないこと。
- (8) 利活用する場所を、自身の店舗事業以外の用途に使用しないこと、及び第三者に使用させないこと。
- (9) 利活用については、人が密集する状態を緩和することに資する方法で行うこと。

8 承認の取消

承認を受けた参加事業者が、次のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取 消すことができる。

- (1) 営業許可の取消しを受けたとき。
- (2) 申込書類等の内容に虚偽の事項があったとき。
- (3) 承認に当たって付した条件に違反したとき。

- (4) 正当な理由なく警察及び市からの指示に従わない場合。
- (5) 新型インフルエンザ特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく公示において、鹿児島県が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき 区域とされ、鹿児島県又は市から休業を要請されたとき。
- (6) その他不適当な行為があると会長が認めるとき。

9 承認書の表示

承認を受けた参加事業者は、ストリートテラスに参加している期間中、会長の指定する標章を通行人等から見えやすい場所に表示しなければならない。

10 立入調査

会長は、この要領に定める措置及び施策を実施するため必要があると認めるときは、利 活用に係る物件に立ち入り、必要な指導をすることができる。

11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

12 問い合わせ先

霧島市リノベーションまちづくり実行協議会

(事務局:霧島市商工観光部商工振興課)

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央3丁目45-1 霧島市役所別館2階

電話:0995-64-0912 (直通) FAX:0995-64-0958

e-mail: renov.kirishima@gmail.com